

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	旅館業の営業者の地位の承継の承認（相続）		
根拠法令の 名称・根拠条項	旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条の４第１項		
基準法令名	旅館業法 第３条第２項、第３項、第３条の４第３項、第４項		
審査 基準	旅館業法第３条第２項に規定する欠格事項に該当しないこと及び第３条第３項に規定する設置場所の基準に適合することを基準とする。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から１５日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	１５日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和６年５月２９日		

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第3条の4 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

[基準法令]

《旅館業法》

第3条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第1条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4～6 (略)

第3条の4

1・2 (略)

3 第3条第2項(申請者に係る部分に限る。)及び第3項から第6項までの規定は、第1項の承認について準用する。

4 第1項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第8条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号(第4号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する罪(同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。)

(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2章に規定する罪

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2章に規定する罪